



# 島根県報

令和6年3月29日（金）

号外第34号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規則】

島根県特別職報酬等審議会の組織、運営等に関する規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則	（ ” ）	2

### 【訓令】

島根県公文書管理規程の一部改正	（総 務 課）	2
島根県職員被服等貸与規程の一部改正	（人 事 課）	3

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県特別職報酬等審議会の組織、運営等に関する規則の一部を改正する規則（規則第27号）

## 1 規則の概要

委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすることとした。（第2条関係）

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

## ◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則（規則第28号）

## 1 規則の概要

知事が定める職について、企業局の本局においては課長補佐（室又はスタッフに属する職員を除く。）を課長補佐（発電事業推進室又はスタッフに属する職員を除く。）に改めることとした。

## 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県特別職報酬等審議会の組織、運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第27号**

島根県特別職報酬等審議会の組織、運営等に関する規則の一部を改正する規則

島根県特別職報酬等審議会の組織、運営等に関する規則（昭和45年島根県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「必要のつど」を削り、同条第2項を次のように改める。

## 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第28号**

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和55年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「（室）」を「（発電事業推進室）」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**訓 令****島根県訓令第3号**

本 庁  
地方機関

島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第2の1の表環境生活部の部スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

島根かみあり国スポ・全スポ準備室	かみあり
------------------	------

別表第2の1の表健康福祉部の部感染症対策室の項を削る。

**附 則**

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

**島根県訓令第4号**

本 庁  
地 方 機 関  
県 議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
島根海区漁業調整委員会事務局  
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

島根県知事 丸 山 達 也

別表の1の表26の項中「ハウスアート科」を「左官科」に改め、同表27の項中「維持管理課」を「業務管理課」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。